

都市計画税の均一課税について

新たに課税となる地域の方へ、市の考えをお知らせいたします。なおこれは7月14日(月)～7月18日(金)に開催された「まちづくり懇談会ふれあいトーク」でご説明したものと同じ内容です。

新しい栃木市のまちづくりを進めていくためには、道路整備、施設整備、土地区画整理事業等を計画的に取り組んでいく必要があります。これらの事業には、長い年月と多額の費用が必要となります。

そのための財源として、国からの補助金のほか、市民税などの一般財源、さらに目的税である都市計画税が必要となってまいります。

そこで、都市計画税を課税することについて、これまでの3回の合併における各合併協議会では、いずれも都市計画税を導入することで協定を取り交わしてきました。

これを受けて、市では都市計画税を導入するにあたり、税率、課税対象区域、課税時期について再編案をまとめました。



都市計画税とは

この税金は、使い道を特定した目的税です。住み良いまちづくりのための道路、公園、下水道などの都市計画事業または土地区画整理事業に使います。また、この税金は、原則市街化区域内にある土地と家屋が、課税の対象です。

都市計画税額＝固定資産税の課税標準となるべき価格×税率

藤岡地域の主な都市計画事業

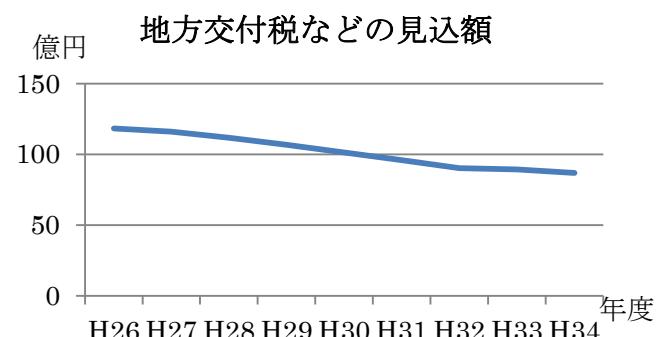
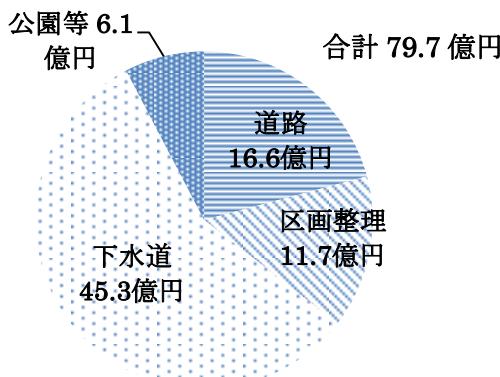
藤岡駅前広場整備事業
藤岡駅東地区まちづくり事業
藤岡駅前通り道路整備事業
公共下水道建設事業

市の財政見通し

合併により地方交付税など（国からの再配分金）が、現在通常より多く収入されていますが、今後段階的に減額されるため、大変厳しい状況が見込まれます。

総合計画の都市計画事業概算事業費

平成25～29年度概算事業費



県内他市の税率

0.2% 日光市、大田原市、那須塩原市、さくら市
0.25% 宇都宮市、下野市
0.3% 足利市、佐野市、鹿沼市、小山市
真岡市、矢板市
課税なし 那須烏山市

課税時期

栃木・大平・藤岡・都賀地域は平成 27 年度から、岩舟地域は周知期間などにより、平成 28 年度から段階的に課税させていただきたいと考えております。

都市計画税の推移

H22 年度	9 億 4,860 万円
H23 年度	9 億 4,000 万円
H24 年度	8 億 5,870 万円
H25 年度	8 億 4,559 万円
H26 年度	8 億 1,123 万円

※H22～24 は決算額、H25 年度は決算見込み額、
H26 年度は当初予算額

税率：0.2%

今後の財政見通しは厳しい状況であり、住みやすい快適なまちづくりを進めるためには、都市計画税のご負担をお願いせざるを得ません。税率は、現在 0.3% と 0.2% の地域がありますが、低い方の 0.2% で統一したいと考えております。また、新規に課税の地域に対する急激な負担増加を避けるため、右表のとおり段階的な税率を設定することを考えております。

課税対象区域：市街化区域

市街化区域の土地、家屋をお持ちの皆様にご負担いただきたいと考えております。

なお、西方地域の西方都市計画区域は非線引き都市計画区域ですので、市街化区域がありません。そこで、できるだけ早期に線引き都市計画区域である小山・栃木都市計画区域と統合して、市街化区域に課税したいと考えております。

地域別税率表(案) (単位：%)

地域	栃木	大平	藤岡	都賀	岩舟	西方
課税対象区域	市街化区域					該当なし
税率と均一時期	H26	0.3	0.2	—	—	—
	H27	0.1			—	—
	H28	0.15			0.1	—
	H29	0.2			0.15	—
	H30 ～	0.2			—	—

ご不明な点等ございましたら、下記へお問い合わせください。

栃木地域	本庁資産税課	☎0282-21-2271 ～2276
大平地域	大平総合支所税務課	☎0282-43-9208
藤岡地域	藤岡総合支所税務課	☎0282-62-0902
都賀地域	都賀総合支所税務課	☎0282-29-1101
西方地域	西方総合支所地域まちづくり課	☎0282-92-0305
岩舟地域	岩舟総合支所税務課	☎0282-55-7758